

申請に対する処分／審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

<個票情報>

所管部署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	利用等の承認
処分権者	指定管理者
根拠規定	美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例第 10 条第 1 項

<審査基準／標準処理期間>

基 準 規 定	美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例第 10 条第 1 項、第 11 条 美郷町湯とぴあ雁の里温泉管理規則第 4 条第 1 号
審 査 基 準	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>○美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例 (利用の承認)</p> <p>第 10 条 温泉施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 略 (利用の不承認)</p> <p>第 11 条 指定管理者は、その利用が次の各号いづれかに該当すると認められるときは、利用承認を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 当該施設等に損害を与えるおそれがあるとき。 (3) その他、施設の管理上支障があるとき。</p> <p>○美郷町湯とぴあ雁の里温泉管理規則 (使用の許可申請及び許可)</p> <p>第 4 条 雁の里温泉を使用する場合は、次の各号により許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 美郷町雁の里多目的集会施設を使用しようとするものは、使用する日の 3 か月前から当日までに、雁の里多目的集会施設使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 资 料	
標準処理期間	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>即日</p>
備 考	指定管理者が基準の設定主体 使用日 3 か月前から当日までに申請（規則 4 条 1 号）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日